

1 業務の目的

本業務は、産業廃棄物の排出事業者・処理業者に対するアンケート調査、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・実施報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書データを基に、本県における産業廃棄物の発生・処理状況等を推計し、県内の産業廃棄物の実態について把握・評価することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日までとする。

3 調査業務の内容

以下の手順により、令和4年度における本県の産業廃棄物の排出事業者の産業廃棄物の排出、処理状況について実態調査を行い、報告書を作成する。調査の具体的手法については、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課定めの「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」（平成22年4月改訂）に準拠する。

(1) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・実施状況報告書の集計

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条第9項及び第10項並びに同法第12条の2第10項及び第11項の規定に基づいて、令和4年度に報告のあった多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・実施状況報告（特別管理産業廃棄物に係るものを含む。）を種類別、業種別に集計（推計システムへのデータ変換を含む。以下同じ。）する。

(2) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計

廃棄物処理法第12条の3第7項に基づき令和5年度に県へ提出された産業廃棄物管理票交付等状況報告書の以下の項目について、県が提供する電子データ化したファイルを使用し、上記（1）と同様に種類別、業種別に集計する。

- ア 報告者所在市町村名（県外の場合は都道府県名）
- イ 報告者名
- ウ 事業場の名称
- エ 事業場所在市町村名
- オ 業種コード
- カ 産業廃棄物の種類（コード）
- キ 排出量（重量）
- ク 運搬受託者の氏名又は名称
- ケ 運搬先の市町村名（県外の場合は都道府県名）
- コ 処分受託者の氏名又は名称
- サ 処分場所の所在市町村名（県外の場合は都道府県名）

(3) 排出事業者・処理業者に対する補完調査

県内の排出事業者（多量排出事業者等）及び処理業者（中間処理及び最終処分業者並びに化製場等に関する法律に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場）に対して、郵送又はメール等によるアンケート調査を実施する。

- ア 調査対象事業者・処理業者（概ね1,000件）

調査対象の抽出に当たっては、総務省統計局の事業所母集団情報をベースに、上記（１）等の資料を用い、可能な限り各業種・各品目の排出・処理状況を把握できるように抽出すること。具体的な方法は別途協議する。

イ 調査対象廃棄物

廃棄物処理法及び同法施行令に規定する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物（ただし、農業から排出される家畜ふん尿、家畜の死体及び農業用廃プラスチック類は後記（５）の調査方法による。）

ウ アンケート調査項目

調査項目は以下のとおり。ただし、電子マニフェストを導入し、提出している事業所に対しては、電子マニフェストでは把握できない項目（活動量指標、有償物量、自己処理量等）のみを調査項目とする、電子マニフェスト提出事業所用調査票（建設業用、建設業以外用）を別途作成し、調査を行うこと。

<p>I 事業所及び工事の概要</p> <p>事業所（企業）名、所在地、電話番号、記入年月日、代表者、記入者氏名、事業内容、産業分類、資本金額等</p>
<p>II 事業所活動指標</p> <p>製造業等 : 製造品出荷額等、従業者数 建設業 : 元請完成工事高、工事件数</p>
<p>III 産業廃棄物に関する項目</p> <p>① 発生状況</p> <p>① - 1 廃棄物等の種類 ① - 2 廃棄物等の量 ① - 3 有償物量・再生利用量 ① - 4 資源化の用途 ア 鉄鋼原材料 イ 非鉄金属・貴金属原材料 ウ 燃料 エ 肥料 オ 飼料 カ 土壌改良材 キ 建設材料 ク 再生骨材・路盤材 ケ 再生タイヤ コ セメント原料 サ 各種原材料 シ その他等</p> <hr/> <p>② 自己中間処理状況</p> <p>② - 1 中間処理方法 ア 焼却 イ 切断 ウ 圧縮 エ 破碎・粉碎 オ 中和 カ 乾燥 キ 油水分離 ク 脱水 ケ その他等</p> <p>② - 2 処理後量</p> <hr/> <p>③ 処理・処分状況</p> <p>③ - 1 処理・処分業者名 ③ - 2 処理・処分方法 ア 自己埋立処分 イ 自己利用 ウ 売却 エ 市町村の施設で処理・処分 オ 業者へ直接埋立処分委託 カ 廃品回収業者で処理 キ 業者へ中間処理委託 ク 業者で再生利用 ケ 廃品回収業者で処理 コ その他（保管等）</p> <p>③ - 3 処理・処分先の所在地 ③ - 4 資源化の用途（① - 4 と同じ）</p>

エ 電話対応等

アンケート調査に際しては、調査対象事業者・処理業者からの問合せに対応する電話窓口（フリーダイヤル）を設置するとともに、適宜未回答の事業者に対して、はがきによる催促を行うこと。

(4) 調査結果の取りまとめ

上記（1）～（3）から、令和4年度における県内発生産業廃棄物（有償物になった不要物を含む。）の処理状況を種類別、業種別に推計（集計データに基づく現状推計）し、各種統計表、処理フロー図及び県内広域移動調査等に取りまとめる。また、産業廃棄物の広域移動の状況について取りまとめる。

報告書は令和4年度宮崎県産業廃棄物情報収集・分析事業に係る実態調査報告書（令和3年度実績）に準じるものとする。

(5) 農業から排出する産業廃棄物の処理状況

農業から排出される家畜ふん尿、家畜の死体及び農業用廃プラスチック類の発生量については、県関連部局からのデータ等に基づく資料を参照する。

なお、処理状況等の取りまとめに関しては、別途協議する。

4 提出書類

受託者は、業務委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 業務従事者届
- (2) 業務着手届
- (3) 実施工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 成果物引渡書
- (6) その他県が必要と認める書類

5 業務遂行に係る留意事項

- (1) 資料等の収集は、県が提供するものを除き、原則として受託者の責任において行うこと。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たって必要とする資料の収集に際し、関係機関の協力を得る場合には、あらかじめその旨を県に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の遂行に当たって収集した資料等について、受託者の責任において管理すること。
- (4) 業務の遂行に当たって、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、県の指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託業務の開始時及び委託期間中に必要が生じるごとに、県及び県が必要と認める者と打合せを行うものとする。
- (6) 調査結果については、令和6年3月8日までに報告書に取りまとめて提出し、県担当者の検収を得た上で、同年3月15日までに成果品を提出すること。

6 資料等の貸与及び返還

本業務の実施に際し、受託者が必要と申し出た資料等を貸与する。

なお、受託者が資料の貸与を受ける場合は、事前にそのリストを作成し提出すること。
貸与された資料等については、本業務完了後直ちに返却すること。

7 成果品

- (1) 調査結果報告書（ビニルファイル簡易製本）・・・・・・・・・・・・ 5部
- (2) 上記3（3）で行ったアンケートに対する回答の電子データ（エクセルファイル等）
- (3) 上記（1）（2）の電子媒体（CD-R等）・・・・・・・・・・・・ 1式